

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.40 (2011年8月)



福島県農民連の事務室には、励ましの絵手紙が壁一面に張られていた。「悲しみをこらえて支えあい助けあうみなさんの力になりたい」、「ガンバロー」。大阪の市民団体から贈られたものだ。

福島県農民連は、農水省と交渉して、次々と農家への補助・支援を獲得しているという。「運動の成果だ」と語る亀田俊英会長の言葉が力強い。東電とも徹底的に交渉していく姿勢だ。

そんな話を聞くうちに、いつのまにか私の方が逆に励まされていることに気がついた。
ガンバロー！

弁護士 中島 潤史



発行：NPOみなまた 発行責任者：藤野 紘 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org

福島原発事故から見えてくるわが国の公害問題

弁護士 板井 優



1 はじめに…

水俣と福島の最大の違いは、汚染の原因がメチル水銀という過去の有機合成化学の産物たる化学物質ということと、放射線という現在進行形の原子力発電に由来するという違いがある。しかも、放射能（放射線を発生させる能力）を持つ物質で汚染された水や大気が広い地域を汚染し、しかも長期間にわたる汚染が続くという点では放射線による汚染はまさにわが国の歴史はじまって以来の公害をもたらしつつある。

その意味で、単純に、水俣と福島を比較する態度は誤っているといえる。

しかし、水俣病の経験を基に福島原発問題を考えることは極めて有益であろう。

それは、①発生した原発公害被害を最小限に食い止め、②全ての原発公害被害の原状回復を図り、③さらに原発公害の根源、原発の廃止を実現することである。

2 水俣における闘いの概略…

水俣では対策の全てが後手・後手に終わり、結局公式確認後50年以上たっても未だに被害者救済すら出来ていない。これに対し、福島では、原発事故を防ぐことはできなかったが、その後の被害拡大をどのように抑え、被害回復をどのように展開するかどうかが、いま問われている。

もっとも、水俣でも、水俣病被害が発生してから被害を拡大させないための闘いが行われてきた歴史がある。チッソの工場廃水が原因だとする宮入正人氏や伊藤蓮雄氏ら研究者の奮闘や、チッソ

の工場廃水の排出停止を求める中尾賢一氏ら鮮魚小売商から始まる闘いがあった。

しかし、宇井純氏の「公害の政治学」での指摘によると、チッソや業界、これを支援する政府は、水俣病の原因をチッソ廃水以外に求めるアミン説や爆薬説という荒唐無稽な説を強力に支持し、チッソ廃水説を中和し無力化した。当時の警察・検察・裁判所はこれを打ち破る力を持たず、逆にチッソ側に味方した。

こうして、チッソは見舞金契約という形で、責任と因果関係をあいまいにした見舞金契約を被害者に押し付け、警察や検察・裁判所は加害者チッソを断罪することなく、被害者が排水停止を求めてチッソ工場内に入り込んだ行為を犯罪として厳しく処断した。

しかし、「公害は被害に始まり被害に終わる」として闘いの場を法廷の外にも広げる大衆的裁判闘争となった四大公害裁判の力で裁判所を変え、チッソを始めとする企業の責任を明らかにし、チッソ廃水説を無力化しようとしたチッソ・業界・政府の「中和化」攻撃は失敗した。

その後、水俣病第二次訴訟で水俣病の病像を明らかにし、水俣病第三次訴訟で国の責任を明らかにしていく中で闘いは大きく広がって行く。さらに、チッソの社長や工場長の刑事責任が裁判所で断罪されるなど、問題の本質が経済的利益だけで解決されるものでないことも明らかにされていく。

しかし、国は、水俣病の発生責任はチッソにあり、国には責任がないという立場から、行政の根幹論を展開した。これは水俣病などの判断基準とその運用は研究者が行うが、後になって国がこの基準を変更すると国に協力する研究者がいなくなる。わが国の認定行政はそのように運用されてお

り、これを変えれば行政に協力する研究者はいなくなるという理屈である。

そして、国は、この屁理屈に依拠し、感覚障害だけの水俣病を認めず、水俣病を症状組み合わせのあるものだけに限定し、水俣病患者大量切り捨て政策を続けてきている。この国の論理の枠組みは残念ながら現在に至るも変更されていない。

しかし、ここで明確な争点は、あくまでも水俣病被害を小さく見せようというチッソ・業界・国に対し、水俣病被害を徹底的に掘り起こして水俣病被害の実態を付きつけてきた水俣病被害者の闘いである。

本来は、水俣病患者の被害は医療費も含め全てチッソが責任を持って賠償することになる。しかし、水俣病の範囲を限定することにより、チッソは感覚障害だけの患者に対する医療費等の支払義務を免れているのである。

そして、一昨年国会で成立した水俣病特別措置法で、チッソは、国法の名により、限定された賠償責任を担当するチッソに押し付け、事業を行うチッソ（JNC）と分社化して、全ての責任を逃れ大手を振って歩もうとしている。

しかし、こうしたチッソと業界・国の責任逃れを水俣病被害者は許していない。闘いはまさにこれから続くであろう。

3 加害者東電にチッソのような逃げ得を許すな…

東京電力が、現在、放射線汚染による被害を出来る限り小さく見せ、さらに将来は賠償を負う東電と事業執行を行う東電とを分離しようとし、業界や国がこれを支援するであろうことは、水俣病の歴史におけるチッソの動向を見れば推測にかたくな。

事実、この間の国会での様々な動きがこれを裏付けているといえる。水俣病においては、国は第2期石油化政策におけるスクラップ・アンド・ビルド政策でメチル水銀をまき散らすアセトアルデヒドの大増産政策を押し進めてきた。原発問題では、国は国是ともいえる原発推進政策を容易に捨

てようとはしていない。

したがって、原発問題における今後の課題は、①あくまでも福島原発事故は人災であり、かつ東京電力に責任があり、②放射線汚染の被害を健康被害はもちろん様々な経済的被害、さらには風評被害に至るまで裁判所も含め社会的に明らかにして行くことが極めて重要であるということである。特に、墳墓の地から追われるという被害の重みを徹底的に明らかにして行くことが必要である、③同時に、原発の操業により命や健康を奪った刑事責任を追及することも極めて重要な課題である、④そうしたことを前提に国の原発推進政策を転換させるという事を実現することである。

この課題は、裁判制度を抜きに実現することは困難である。と同時に、この国の国会・行政の態度を変更させる一大国民運動を実現することが必要である。そして、そのためには、原発被害を余すところなく明らかにし、国民的怒りを結集することが必要にして不可欠である。

4 原爆症認定集団訴訟の到達点…

原爆症認定集団訴訟に熊本の弁護士が加わったのは、松谷英子さんが最高裁で勝訴したにもかかわらず、国が松谷英子さんすらも切り捨てる「審査の方針」を確立したからである。当時国は、毎年末の認定患者の累計が約2000人になるように200人弱の人たちを新たに原爆症認定患者と認定してきた。

私たちは、水俣病の闘いで国の大量切り捨て政策を変えさせてきた経験を基に、この闘いに加わった。全国で306人が加わった裁判を前に国は連戦連敗を続け、ついに国は「新しい審査の方針」を作りさらにこれも部分的に手直しをした。

その結果、年間で約3000人が認定される結果となったが、3年目からは再び切り捨て政策に戻ろうとしている。

こうした切り捨てを許さないために、厚生労働大臣協議だけでなく、新たに裁判を提起する動きが起こっている。近畿、広島、熊本がそうである。

この裁判の中で、国は、原爆放射線による健康被害は、原子爆弾がさく裂した瞬間の初期放射線の中性子線、 γ （ガンマー）線が届く一千数百メートルに限定されるとした。アルファ線やベータ線という極く短い距離しか飛ばない放射線の影響はエビデンス（証拠）がないとしてその影響を否定してきたのである。しかし、原爆さく裂後の大気中や水中にはこれらの放射線を出す放射能を持つ様々な粒子が存在し、接触により体表に付着し、呼吸や飲食により肺や消化器を通じ体内に取り込まれて被曝することはまさに常識の問題であった。

特に、熊本の原爆症認定訴訟は、琉球大学の矢ヶ崎克馬教授（当時）を証人として取り調べ、こうした内部被曝に関して大きな影響を与えた。

いま、東電や国は、初期放射線がないにもかかわらず、福島原発から20キロ以内に立ち入りを禁じ、さらにはそこから離れた飯館村についても風向き次第で放射線汚染があるとして住民を避難させている。

そして、これらは、内部被曝等を認めない限りあり得ない措置である。

しかし、国は、原爆症認定制度では内部被曝を認めておらず、原発事故でも最終的に内部被曝を否定する可能性も大きい。また、海に垂れ流した放射能を帯びた汚染水が最終的に食物連鎖の中でどのような経過をたどるのかこれもまた不明である。

こうした内部被曝等をきっちり位置づけて被害調査をすることが原爆症集団訴訟の経験からは必要にして不可欠である。

5 今後の課題…

今、福島を始めとする東日本では様々な損害賠償を含む闘いが大きく展開されようとしている。そして、それ以外の地域では原発の稼働を許さない闘いの必要性が述べられている。

確かに、九州電力のやらせ問題が内部告発で明らかにされるなかで、電力会社が社会的に孤立し、

国の保安院もやらせを行っていることが明らかにされ、原発推進勢力が社会的な支持を急速に失っていることは事実である。しかし、わが国の公害をめぐる歴史は、被害者側が手を抜けばまた元に戻る可能性もあり得ることを教えている。四大公害裁判の後に始まった加害企業・財界・政府による「公害巻き返し」策動を我々は絶対に忘れてはならない。

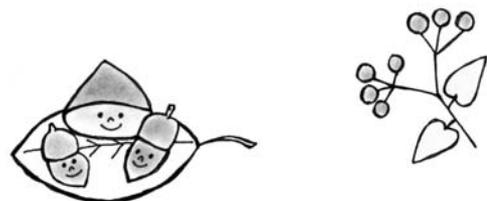
今、川内原発の非常時に際し、水俣でも避難計画が見直されていることが水俣市長により明らかにされ、水俣市議会も原発政策の見直しを求める決議を明らかにしている。

玄海原発の住民側の関係者は、これまでも玄海原発から放射線は出ており、放射線被害は存在すると話している。これは他の原発でも指摘されている。

問題は、こうした放射線被害の事実を、福島を始め全国の原発のある地域で広範囲に調査していくことが必要であり、被害の事実を国民的に共有し、被害を裁判所にもぶつけて行くことが必要にして不可欠であろう。

この闘いには、多くの自然科学者、社会科学者とともに、民医連などの医師や医療スタッフの関与が必要である。こうした医師・医療スタッフ集団と連帯した闘いを展開できるかどうか、原発から自由になれるかどうかの分水嶺であり、こうした国民的な調査活動が早急に求められている。

その意味で「公害は被害に始まり被害に終わる」のであり、わが国の反公害運動で確立された歴史的な闘いを大きく展開して行くことが求められている。



「福島原発事故にミナマタの教訓をどう生かすか」を開催して

弁護士 三角 恒



水俣病の公式確認から半世紀以上も経過するというのに、いまだ水俣病は抜本的な解決に至っていない。むしろ解決という言葉が使われるたびに、ますます水俣病は複雑化し、逆に真の解決から遠ざかっていっているようにすら見える。そして水俣病が終わらないのに、ミナマタの教訓を福島原発事故に生かすことなどできるのであるか？という疑問も出てくる。

しかし、それでも福島原発事故の実情が知らされるたびに、ミナマタとフクシマが重なって見えてくる。原因隠匿、被害の矮小化と被害の切り捨て、情報操作、国策による企業擁護と住民無視、加害企業と国のもたれ合いと責任の回避、少数者の犠牲のもとでの多数者の利益の確保、そして一番弱いところにしわ寄せがくるし、差別が行われる。半世紀以上前に起きた水俣病事件の現代版として福島の問題がいま起きているのではないだろうか。

歴史は繰り返すという言葉があるが、フクシマにミナマタを繰り返してはならないのである。福島原発事故はその被害の深刻さ、その及ぼす影響の大きさにおいて水俣病に匹敵する超大型事件である。今後解決のために莫大な時間と労力が必要であると予想されること、にも関わらず被害のうち健康被害は目に見えないうえに、被害の確認に何十年という長期間を要することや、その原因がわかりにくいなど難解な問題を幾つも抱えている。

ミナマタに何らかの形で関わってきた者にとって、福島の問題は黙って見逃すことが出来ない大問題であり、ミナマタの経験を通して学んだことを福島原発事故に生かすというのは、われわれの使命ですらある。今回のシンポジウムは半世紀以上水俣病と向きあってこられた原田正純先生を初め、多くの良識ある先生方から国民に対して発信した貴重な意見の表明であり、警告である。

幸いなことに、このときのシンポジウムの内容については全文活字にして、ブックレットとして刊行されることになった。書名「水俣の教訓を福島へ」（花伝社）。自信をもって一読をおすすめする。

「水俣の教訓を福島へ」原爆症認定訴訟熊本弁護団編著 定価：1050円

*主な目次…

なぜ、シンポジウムを開いたのか 寺内 大介
(原爆症認定訴訟熊本弁護団事務局長・ノーモア・ミナマタ訴訟弁護団事務局長)

第1部 パネラー報告

過小評価できない放射線の内部被曝 矢ヶ崎 克馬 (琉球大学名誉教授)
フクシマとミナマタをつなぐもの 山口 和也 (熊日新聞論説委員・編集委員)
プロジェクト04で明らかになったこと 牟田 嘉雄 (平和クリニック院長)
メチル水銀の長期低濃度汚染について 高岡 滋 (協立クリニック院長)
ミナマタの教訓を福島にどう生かすか 原田 正純 (元熊本学園大学教授)

第2部 リレートーク

第3部 特別寄稿

中山 高光 (熊本県原爆被害者団体協議会事務局長)
大石 利生 (水俣病不知火患者会会長)
園田 昭人 (ノーモア・ミナマタ訴訟弁護団団長)



『原発からの撤退をめざし、自然エネルギーへの転換をすすめる水俣の会』 「原発を考える水俣の会」の発足にあたって

原発を考える水俣の会代表世話人 元村 義晴

東日本大震災によって亡くなられた方々のご冥福と、いまだに避難や仮設住宅での生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げます。

東日本大震災で一層深刻な事態となったのは、東京電力福島第一原発の事故発生であります。この事故の収束は5ヶ月が経過した今でもできていない状況です。この放射能汚染は、32年を経過したアメリカのスリーマイルと25年を経過した旧ロシアのチェルノブイリの事故収束ができていないことから考えても極めて深刻な事態です。福島原発の放射能汚染は、魚・野菜・お茶・牛乳・牛肉へと拡がり、最近では日本人の主食であるコメにまで及ぶのではないかと言われています。

私たちが生活している水俣から42キロ離れた薩摩川内市には九州電力の川内原発がありますが、さらに大型の3号機の建設が進められようとしており住民の不安が広がっています。そのような状況の中にあつて、水俣市民の中から「原発の危険をとりのぞこう。そのためには原発は無くしていくしかない」という声が上がリ、いくつかの市民団体からは原発の安全確保と早い時期に原発を無くすべきという請願や要望が議会に出されました。議会では全会一致で採択され関係機関に要望書を送っています。

そういう状況を踏まえ原発に関する市民の不安を取りのぞき、安全な再生可能な自然エネルギーをすすめる市民組織をつくらうと、8月4日、有志や団体で「原発からの撤退をめざし自然エネルギーへの転換をすすめる水俣の会」(略称：原発を考える水俣の会)を発足させました。

第1回の取り組みとして、8月11日に講演会を開催しました。「環境エネルギー研究所(所長：飯田哲也



原発を考える講演会(8月11日:水俣市)

氏)」の主任研究員の山下紀明氏に『原子力のこれまでと自然エネルギーのこれから』、また川内原発に反対されてきた井上森雄氏からは『川内原発の危険について』を講演していただきました。急いで計画した講演会でしたが100名を超える方々の参加がありました。

私たち「原発を考える水俣の会」では、水銀汚染で苦しみ続けている水俣病の教訓を生かしながら地道に活動を進めていく考えです。あまり制約されず会費もいただかない会則ですので、老若男女多くの方々の入会をお願いします。

『原発からの撤退をめざし、自然エネルギーへの転換をすすめる水俣の会』

代表世話人：元村 義晴

世話人：森 安功、新田 九洲男、福田 実、嘉松 節子

連絡先：水俣市桜井町2-2-28

TEL：090-7458-5882(中山徹) 090-5027-9746(藤本寿子)

水俣病

指定地域外での特措法取り組みの状況と課題

水俣病闘争支援熊本県連絡会
事務局長 原田 敏郎

今年3月、ノーモア・ミナマタ訴訟が終結しました。原告団は「勝利和解」と評価しています。ともにたたかってきた私たち支援者も判定権の独占を突破し、医師団が確立した共通診断書も同等に扱わせる、そして行政が被害者はいないと言ってきた地域からも被害者を救済することができたという点でも画期的な成果を勝ち取った勝利和解だと思っています。ただ、第三次訴訟との大きな違いは、和解成直後から、まさに間髪いれることなく、次のたたかいである特措法による被害者救済の運動が始まっているということです。



ノーモアの原告をはじめ複数の患者団体は、特措法は加害企業の救済法であり被害者を切り捨てるものだとして批判し、国会前の座り込み行動など法の成立に必死の抵抗をして反対の意思表示をしてきたという経過があります。しかし、たたかいの中で裁判原告も非原告も同等の救済にするという言葉を引き出し、「すべての被害者救済」への第一歩が始まりました。

特措法は、ノーモア訴訟の原告らと違い被害者であるか否かの判定権は行政が独占していますし、汚染時の居住地域や生年、居住時期になどの年代によって、そもそも救済対象にしないなど様々な問題を含んでいます。それでも4万人を超える被害者が救済を求め、救済数は明らかにされていませんが、数万の被害者が救済されることは、間違いないでしょう。

水俣病事件では、住民の偏見や差別、風評被害を恐れて「この地域に水俣病はいない」と言ってきた（正確には言わされてきたのかもしれませんが）という水俣病隠しの歴史があります。行政は、このような住民感情を巧みに利用し被害者救済に背を向けてきました。いま、水俣の対岸である天草地域をはじめとする対象地域外からも救済を求める手が上がり始めました。「ノーモア訴訟では対象地域外でも救済された」、このことは地域住民にとって大きな確信となっています。今、この確信が大きな力となって天草の対象地域外の人たちを対象とした掘り起こしの検診が行われています。和解以降に行われた集団検診は6月と7月の2回で60名が受診し59名の方に水俣病の症状があり、特措法の集団申請へとつながっています。集団検診以外にも日常の診療時間に一定の枠をとっての検診も行われていて、合計すると毎月60人ペースの検診体制が維持されています。天草の課題は、まだ圧倒的多数を組織する勢力に至っていないことです。

欠陥があるとはいえ水俣病特措法は「被害者救済法」です。今度こそ「すべての被害者」が救済されなければなりません。そのためにも特措法の早期幕引き（受付終了）を許してはなりません。裁判で勝ち取った成果は、たたかってこそ守られるし、発展していきます。たたかいの終わりを決めるのは、行政でもチッソでもありません。被害の事実であり、被害者自身であり、国民自身です。

この国の水俣病以外の公害被害補償のあり方、原発被害についても前例となりうることを肝に銘じて頑張らなければならないと決意を新たにしています。

第11回 NPOみなまた定期総会開催

去る6月19日（土）、第11回定期総会が開かれました。

水俣病・環境問題の取り組み、4つの事業所での介護事業を中心に2010年度活動総括・決算・会計監査の各報告が承認されました。併せて、2011年度方針も同様に承認されました。今回は、定款に基づく理事の改選があり新たに3人の方が理事に就任しました。また、2008年から事務局長を努めた松田寿生氏の退任により神崎光明氏に引き継がれました。引き続き会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

☆今年度の取り組み…

今年、ノーモア・ミナマタ訴訟が勝利和解を勝ち取りました。ノーモア・ミナマタのたたかいは裁判原告だけでなく裁判外の被害者のたたかいと広く結びつき特措法上の救済水準も引き上げ多くの潜在被害者の救済への道筋を切り開きました。しかし、一方で居住地と居住時期に制限を設けている特措法の下で、症状がありながら申請できない被害者が数多く潜在しているのが現状です。そういう中、加害企業チッソは分社化によって加害責任から逃れようとしています。到底許されることではありません。NPOみなまたは、発足以来一貫して水俣病被害者のみなさんのたたかいを支援してきましたが、今後も水俣病問題の解決のために全力を尽くします。

医療・介護をめぐる情勢はますます厳しい状況です。厚生労働省は「給付と負担のバランスを図ることで、将来にわたって安定した持続可能な制度を構築する」としていますが、要支援者を介護保険から外すなど介護サービスの低下につながるものが懸念されています。また、介護従事者の処遇改善では、現行の介護職員処遇改善交付金を廃止し、介護報酬に組み込むことが提案されており、交付金相当額として2%程度の介護報酬引き上げ案が提示されています。しかしこの程度の引き上げでは介護現場・職員の困難を抜本的に打開することにはなりません。介護保険制度開始から10年を経て、「市場化、自己責任の介護」でなく、本来目的としてきた「社会で支える介護」に立ち戻り、生きがいをもって働ける労働環境に改善させることが必要です。

東日本災害・原発事故で多くの国民が衝撃を受けました。私たちの近くでは、薩摩川内市に原発があります。わたしたちは、原発大国日本から、全ての原発をなくし、再生可能な自然エネルギー政策への転換を求めるとともに、水俣病をはじめ環境破壊を許さず、医療・福祉・介護を充実させた災害に強い福祉のまちづくりに力をつくします。そのために多くの皆さんと連帯していきます。

就任挨拶

みなさん、はじめまして。今回、事務局長という役を引き受けることとなりました神崎光明と申します。NPOみなまたの設立の趣旨を日々、念頭におきながら、水俣病・原発の問題をはじめ、地域の医療・介護での役割が発揮できるよう、理事のみなさまをはじめとした住民の方々の意見を聞きながら、少しでも前に進んでいけるよう取り組んで参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 神崎光明

キトさん家 介護日誌☆☆



HAPPY BIRTHDAY☆☆

キトさん家ではお一人ずつお誕生会を行います。7月の誕生会でもご家族の方をはじめ、ボランティアのみなさんが「マドロスさん」や「ちびまるちゃん」の踊りを披露して下さいました。

美味しいケーキ、手作りムースと季節の花に囲まれとても楽しいひとときを過ごしました。

訪問マッサージ☆☆

毎日来ていただいている訪問マッサージ。

「今日は自分の番かしら？」と心待ちするほどの気持ちの良さです。

治療の効果で痛みも和らぎ自然と笑顔もこぼれます。



笑顔がはじける“レクゲーム”☆☆

さあ～、キトさん家の楽しいレクリエーションの始まりです。

手足を上下左右にグーン。体がほぐれたところで“レクゲーム”です。

そしてシメは、キトさんの三味線に合わせた歌や踊りが飛び出します。

地域の夏祭りに参加して☆☆☆

地域の「八坂神社夏祭り」に入居者の方々と参加しました。夕暮れ時のお出かけは久しぶりです。神社に近づく道すがら太鼓の音や賑やかな声に気持ちが弾みます。

祭りは歌や踊り、出し物など盛りだくさん。三郎の家も歌と踊りで祭りの盛り上げに一役買いました。入居者の皆さんも一緒に歌ったり踊ったり。元気な笑顔をたくさん見せて下さいました。

今年も地域の皆さんと一緒に楽しむことができ、とても良かったと思います。これからも、このような機会をたくさん作りたいですね。

三郎の家 榎木丸 晃（介護福祉士）

